

議案第9号

養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の
一部を改正する条例

養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成16年養父市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「公務遂行中の過失」を「公務上又は通勤途上の過失」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第9号 養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(失職の例外)</p> <p>第9条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員で、刑の執行を猶予された者のうち、その刑に係る罪が<u>公務遂行中の過失</u>によるものについては、情状を考慮して特に必要と認めたときに限り、失職しないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第9条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員で、刑の執行を猶予された者のうち、その刑に係る罪が<u>公務上又は通勤途上の過失</u>によるものについては、情状を考慮して特に必要と認めたときに限り、失職しないものとするすることができる。</p> <p>2 (略)</p>